



ひたちなか市
第③次総合計画
後期基本計画

第3編

付属資料



ひたちなか市の概要

■ 位置・気候・交通

ひたちなか市は、茨城県の中央部からやや北東に位置し、東西約 13km、南北約 11km、面積 99.97km²を有しています。

西は那珂市、北は東海村、南は那珂川を挟んで県都水戸市と大洗町に接し、東は美しい碧の海の広がる太平洋に面して約 13kmの海岸線が続いています。

人口は令和 2 年 10 月 1 日現在で 154,631 人(男:78,217 人,女:76,414 人)となっており、水戸市、つくば市、日立市に次いで県内第 4 位となっています。

気候は、典型的な東日本の太平洋型の気候で、台風などによる自然災害も比較的少なく、年間平均気温は 15 度、最高気温は 37 度前後、最低気温はマイナス 10 度を下回ることはありません。降水量は月平均で 100mm前後、降雪は数えるほどです。

交通は、本市から群馬県高崎市までの 150kmをつなぐ北関東自動車道が平成 23 年に全線開通したほか、都市間を結ぶ主要幹線道路としては、国道 6 号、国道 245 号があります。鉄道は、JR 常磐線を主軸に水戸線、水郡線が接続しており、常磐線の上野ー勝田間の所要時間は特急で約 70 分となっています。さらに、平成 27 年 3 月には、上野東京ラインが開業し、東京、品川駅までの乗り入れが可能となりました。また、平成 20 年 4 月に第三セクターとして開業したひたちなか海浜鉄道湊線が勝田駅と那珂湊駅、阿字ヶ浦駅を結んでいます。



■ 歴史

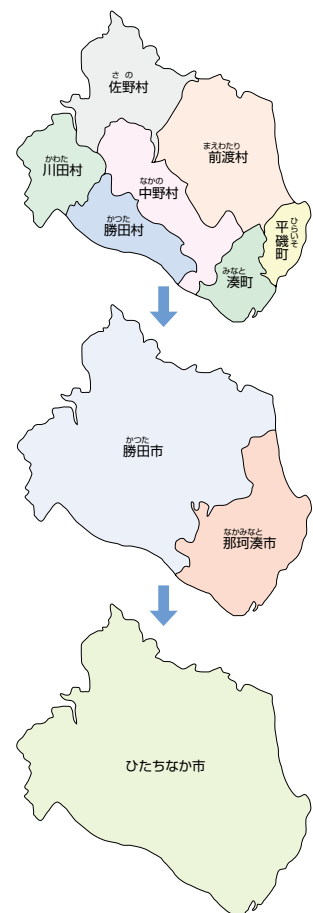
本市域は、江戸時代には水戸藩の支配のもと、東北地方の物産を江戸まで輸送する水上交通の主要な中継港を有する繁栄の地であるとともに、鉄の大砲を鑄造する反射炉が建設されるなど、海防の面でも重要な役割を果たしてきました。

明治 4 年には廃藩置県により茨城県が設置され、明治 22 年の市制町村制施行により本市域に湊町、平磯町、中野村、勝田村、川田村、前渡村及び佐野村の 2 町 5 村が誕生し、昭和 15 年に中野村、勝田村及び川田村の 3 村が合併し勝田町となりました。

昭和 29 年に勝田町が 3 月に前渡村の一部を、同年 11 月に佐野村を編入合併し勝田市が、また、同年 3 月に湊町から町名を変更した那珂湊町が前渡村の一部と平磯町を編入合併し、那珂湊市が誕生しました。

勝田市においては、工業団地の開発を行うとともに、市街地の整備を進めるなど、ものづくりを核とする産業の進展とともに発展し、那珂湊市においては、県下随一の水産都市として、漁業や水産加工業を基幹産業としたまちづくりが行われてきました。

また、現在のひたちなか地区である両市と東海村の間に跨る海岸沿いに広がる広大なエリアは、第 2 次世界大戦後、米軍の水戸対地射爆撃場として接収されましたが、県民あげての返還運動の結果、昭和 48 年に日本政府へ全面返還されました。昭和 56 年には、「水戸対地射爆撃場返還国有地の処理大綱」が決定され、これを受けて、国営ひたち海浜公園が起工し、常陸那珂港や北関東自動車道の建設が進む中、ひたちなか地区開発を踏まえた一体的なまちづくりの必要性が東海村を含めた 2 市 1 村の間で高まり、2 市 1 村の先行合併として、平成 6 年 11 月に勝田市、那珂湊市が合併し、「ひたちなか市」が誕生しました。



産業

これまで勝田地域では、電気、機械、精密機器、紙製品などの工業を、那珂湊地域では、水産加工業を主体とした食品製造関係水産業を基幹として発達してきました。これら既存の産業に加え、ひたちなか地区の常陸那珂工業団地等への先進企業の立地が進んでおり、今後も県内有数の先進工業都市として躍進していくことが期待されています。

また、市内には2つの漁港があり、多種多様な漁法による漁業が年間を通して営まれる、近海沿岸漁業の基地となっています。農業では、100年以上の歴史をもつ、ほしいもが特産品となっており、日本一の生産量を誇っています。商業面は、大規模小売店舗の集積などで商圈の地元吸収力が增大しています。今後は、国営ひたち海浜公園やおさかな市場などの観光資源を積極的にPRしながら、交流人口や関係人口の拡大を図っていく必要があります。

1,182haのひたちなか地区開発の中核施設である重要港湾「茨城港常陸那珂港区」は、中央ふ頭地区の整備が着々と進められています。建設機械や完成自動車等の輸出入が活発に行われており、北関東の物流の拠点としてさらなる発展が期待されています。



市の花・木・鳥



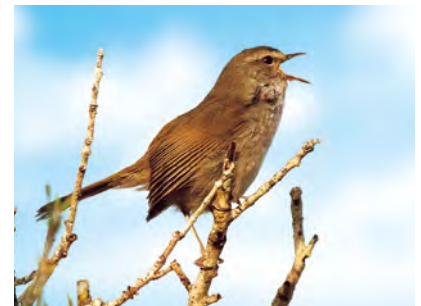
花 | はまぎく

たくましく気品がある美しさは、緑豊かであり発展する本市を象徴します



木 | いちょう

生命力にあふれる姿は本市の活力ある発展を象徴します



鳥 | うぐいす

明るい印象は、未来に発展する本市のイメージにふさわしいといえます

ひたちなか市市民憲章

わたしたちは、豊かな海と緑につつまれた自然の中で、文化の薫り高い世界にひらかれたまちをめざすひたちなか市民です。

- 1 自然を愛し 人にやさしい環境をつくります
- 1 スポーツや芸術に親しみ 笑顔のふれあうまちにします
- 1 たのしく働き ともに支えあう家庭をつくります
- 1 きまりを守り みんな仲よく助けあいます
- 1 未来と世界に目をひらき 人と文化の出あうまちにします

(平成7年11月1日制定)

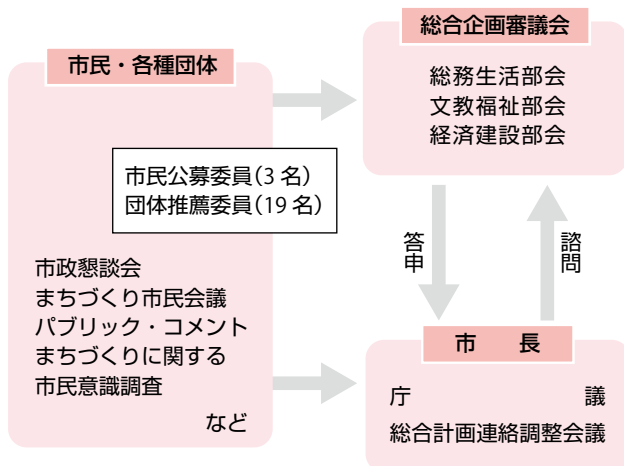
策定の経過

| | | 総合企画審議会 | | 庁内体制 | | 市民参画・市議会 |
|------|---------------------------|--|---------------------------------|--|----|------------------------------|
| | | | | 庁議・調整会議※1等 | 各課 | |
| R1年度 | 4月 | | 6/10 策定要項制定(庁議) | 6月 前期施策評価 たたき案策定 | | 総合企画審議会委員市民公募 (5/10～5/31) |
| | 7月 | 7/26 第1回 | | 7月 各課ヒアリング | | |
| | 10月 | 12/13 第2回 | 11/26 第1回(調整会議) | 基礎調査 ・前期基本計画の評価 ・市民意識調査(9/17～9/30) ・グループインタビュー(全5回) ・まちづくり市民会議等の意見整理 ・現状分析、人口推計 など | | |
| | 1月 | 3月 第3回※2 | 2/25 第2回(調整会議) 3月 総合戦略改訂 | | | |
| R2年度 | 4月 | | | 5月 職員説明会 計画素案策定 | | |
| | 7月 | 7月 第4回※2 8/18 第5回(諮問) 9/29,30 専門部会 | 8/5 第3回(調整会議) | 9月 計画原案策定 | | |
| | 10月 | 10/1 専門部会 11/20 第6回 | | 10月 計画案策定 | | 12/3 市議会全員協議会報告 |
| | 1月 | 2/16 第7回 2/22 答申 | 1/13 第4回(調整会議) 2/25 計画決定(庁議) | | | 1/19～2/4 市議会常任委員会所管事務調査 |
| 4月 | 第3次総合計画後期基本計画に基づく市政運営スタート | | | | | |

※1 調整会議：総合計画連絡調整会議の略。企画部長が主宰し、総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項について各部長間で庁内調整を行う。

※2 第3回、第4回の総合企画審議会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面による審議を行う。

策定体制



総合企画審議会による答申

ひたちなか市総合企画審議会委員名簿

| 区分 | No. | 氏名 | 所属 役職名 | 備考 |
|-----------|----------|-----------------|-------------------------------------|---------------|
| 公共的団体の代表者 | 1 | 柳生 修 | ひたちなか商工会議所 会頭 | |
| | (前) | 鈴木誉志男 | 〃 | |
| | 2 | 川又 武司 | ひたちなか市コミュニティ組織連絡協議会 会長 | |
| | 3 | 坂井 久彦 | ひたちなか市自治会連合会 会長 | |
| | 4 | 川崎 裕弥 | ひたちなか青年会議所 理事長 | 総務生活部会長 |
| | (前) | 永井 大貴 | 〃 | |
| | 5 | 小泉 信幸 | 常陸農業協同組合常務理事（ひたちなか本店 常勤役員） | |
| | 6 | 小林恵理子 | ひたちなか市ボランティア連絡協議会 会長 | |
| | 7 | 谷口かよ子 | ひたちなか市社会福祉協議会 副会長 | |
| | 8 | 中村 弘行 | ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会 会長 | 文教福祉部会長 |
| | (前) | 安 正機 | 〃 | |
| | 9 | 大津 直也 | 那珂湊漁業協同組合 参事 | |
| | 10 | 藤咲 英史 | ひたちなか市 PTA 連絡協議会 会長 | |
| | (前) | 大山 恭史 | 〃 | |
| | 関係団体の役職員 | 11 | 菅原 佳江 | ハーモニーひたちなか 会長 |
| 12 | | 海野 泰司 | ひたちなか市観光協会 会長 | |
| 13 | | 石井 賢司 | ひたちなか市高齢者クラブ連合会 会長 | |
| 14 | | 森井 榮治 | ひたちなか市子ども・子育て審議会 会長 | |
| 15 | | 舟橋 浩文 | 水戸公共職業安定所 所長 | |
| 学識経験者 | 16 | 石川 拓也 | ひたちなか市教育委員会 教育委員 | |
| | 17 | 佐藤 和章 | (株)日立製作所ビルシステムビジネスユニット総務本部 部長代理 | |
| | 18 | 米倉 達広 | 茨城工業高等専門学校 校長 | |
| | (前) | 喜多 英治 | 〃 | |
| | 19 | 大山誠二郎 | 常陽銀行ひたちなか支店 支店長 | |
| 一般公募者 | (前) | 小倉 正美 | 〃 | |
| | 20 | 小柳 武和 | 茨城大学 名誉教授 | 会長 |
| | 21 | 菊池 道子 | 学習塾きくち 講師 | |
| | 22 | 山田 稔 | 茨城大学大学院教授 工学博士 | 経済建設部会長 |
| | 23 | 渡辺 敦子 | 茨城キリスト教大学 名誉教授 | 副会長 |
| | 24 | 綱川 正 | ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社 理事 | |
| | 25 | 高島 洋平 | 未来ネットワークひたちなか・ま 理事長 | |
| | 26 | 齋藤 修 | 茨城大学工学部 AI・ICT 次世代広域応用教育研究センター 特命教授 | |
| 27 | 安 のり子 | NPO 法人やす託児所 理事長 | | |
| 一般公募者 | 28 | 早川 愛 | 市民公募 | |
| | 29 | 石井 誠 | 市民公募 | |
| | 30 | 田中 和彦 | 市民公募 | |

市総合企画審議会は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の有識者会議としての役割を担う。

ひたちなか市庁議構成員

市長、副市長、教育長、水道事業管理者、企画部長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、経済環境部長、建設部長、都市整備部長、会計管理者、教育次長、ひたちなか・東海広域事務組合消防長

庁議は市長を本部長とする「ひたちなか市まち・ひと・しごと創生本部」を兼ねる。

ひたちなか市附属機関の 設置に関する条例

平成6年11月1日
条例第15号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関)

第2条 本市に次の附属機関を設置する。

- (1) ひたちなか市総合企画審議会
- (2) ひたちなか市環境審議会
- (3) ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会
- (4) ひたちなか市廃棄物減量等推進審議会
- (5) ひたちなか市住居表示審議会
- (6) ひたちなか市男女共同参画審議会
- (7) ひたちなか市子ども・子育て審議会

(組織、設置目的及び職務)

第3条 前条に規定する附属機関(以下「審議会等」という。)の委員は、当該審議会等に関係ある公務員、関係団体の役員、学識経験者及びひたちなか市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

2 前項に定めるもののほか、審議会等の設置目的及び職務については、別表に定めるところによる。

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後といえども後任者の就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

3 学識経験者以外の特定の地位又は職により選任された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会等に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、審議会等の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会等は、会長が招集する。

2 審議会等は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会等の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会等は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、別に定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表(第3条関係) 抜粋

| 附属機関の名称 | 設置目的及び職務 |
|-------------------|--------------------------|
| ひたちなか市 総合企画審議会 | 市長の諮問に応じ、次の事項を審議する。 |
| | 1 総合計画の基本構想及び基本計画に関すること。 |
| | 2 国土利用計画市計画に関すること。 |
| | 3 地域整備計画に関すること。 |
| 4 その他必要なこと。 | |

ひたちなか市総合 企画審議会運営規程

平成6年11月1日
訓令第46号

(趣旨)

第1条 この規程は、ひたちなか市附属機関の設置に関する条例(平成6年条例第15号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、ひたちなか市総合企画審議会(以下「審議会」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の構成)

第2条 審議会は、条例第3条第1項の規定に基づき委嘱する委員(以下「審議会委員」という。)30人以内をもって構成する。

(専門部会の設置)

第3条 審議会は、専門的事項を処理するため専門部会を設置することができる。

(専門部会の職務)

第4条 専門部会は、審議会から付議された事項を調査し、及び検討するものとする。

2 専門部会は、必要に応じて他の専門部会と合同して調査し、及び検討することができる。

(専門部会の構成)

第5条 第3条に定める専門部会の名称及び処理する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総務生活部会 企画部、総務部及び市民生活部の所管に属する事項並びに他の部会に属さない事項
- (2) 文教福祉部会 福祉部及び教育委員会の所管に属する事項
- (3) 経済建設部会 経済環境部、建設部及び都市整備部、水道事業所並びに農業委員会の所管に属する事項

2 会長は、専門部会の委員(以下「専門部会員」という。)を指名するときは、審議会委員の意見を聴くものとする。

3 専門部会に、専門部会員の互選により部会長及び副部会長を置く。

(専門部会の会議)

第6条 専門部会の会議は、部会長が主宰し、必要に応じて随時開催するものとする。

2 専門部会の会議の進行は、部会長が行う。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の報告)

第7条 専門部会の調査、検討の経過及び結果は、必要に応じて部会長が審議会へ報告するものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

諮問書

ひたちなか市諮問第11号
令和2年8月18日

ひたちなか市総合企画審議会
会長 小柳 武和 殿

ひたちなか市長 大谷 明

ひたちなか市第3次総合計画後期基本計画及び
第2期ひたちなか市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（諮問）

ひたちなか市附属機関の設置に関する条例（平成6年条例第15号）第3条第2項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

- ひたちなか市第3次総合計画後期基本計画について
- 第2期ひたちなか市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

答申書

令和3年2月20日

ひたちなか市長 大谷 明 殿

ひたちなか市総合企画審議会
会長 小柳 武和

ひたちなか市第3次総合計画後期基本計画及び
第2期ひたちなか市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（答申）

令和2年8月18日付け ひたちなか市諮問第11号をもって、本審議会に諮問のあった「ひたちなか市第3次総合計画後期基本計画（案）」及び「第2期ひたちなか市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」について、慎重に審議した結果、適当であるとの結論に達しましたので、下記のとおり答申します。

なお、市の将来都市像「世界とふれあう自立協働都市 ～豊かな産業といきいきとした暮らしが広がる元気あふれるまち～」の実現に向けて、答申内容に十分留意され、後期基本計画を着実に推進されるよう要望します。

記

全体について

貴市の人口減少が想定される中においても、重点テーマに掲げる人口15万人を維持し、賑わいや活力を次の世代に引き継ぐため、移住・定住等の促進に向けた重点プロジェクトを積極的に推進し、将来にわたり人々や企業から選ばれる持続可能なまちとなるよう一層の地方創生に取り組みたい。

大綱Ⅰ 災害に強く安全安心に暮らせるまちづくりについて

温暖化等による自然災害の増加や首都直下地震等の発生が予測されていることから、防災・減災対策に取り組むとともに、未知の感染症対策についても万全を尽くされたい。また、防犯や交通安全対策についても推進し、さらなる安全安心なまちづくりに取り組みたい。

大綱Ⅱ 多様な産業が発展しにぎわいあふれるまちづくりについて

企業誘致や地域に根差した多様な産業の活性化により新たな雇用を創出するとともに、交流人口の増加や関係人口の拡大に取り組み、本市経済の持続的な発展に努められたい。

大綱Ⅲ とともに支えあい末永く健やかに暮らせるまちづくりについて

高齢化や核家族化が進展する中、市民だれもが末永く健やかに住み慣れた地域で安心して過ごすため、あらゆる世代の方々が互いに助け合い、支え合うことができる地域社会の構築に努められたい。

大綱Ⅳ 子どもたちがのびのびと成長し豊かな人間性が育まれるまちづくりについて

子育て中の若い世代や、その子どもたちに将来にわたって住み続けてもらうため、子どもを産み育てやすい環境を整備するとともに、未来を担う子どもたちの豊かな人間性を育む取組に努められたい。また、本市の充実した子育て環境について、積極的に市内外に情報発信されたい。

大綱Ⅴ やすらぎと潤いにあふれ快適に暮らせるまちづくりについて

人口減少や少子高齢化が想定される中、コンパクトで機能的な利便性と、安全で賑わいにあふれ暮らすことができる快適性を備えた都市基盤の整備を進められたい。

大綱Ⅵ 市民とともに歩む人と人がつながるまちづくりについて

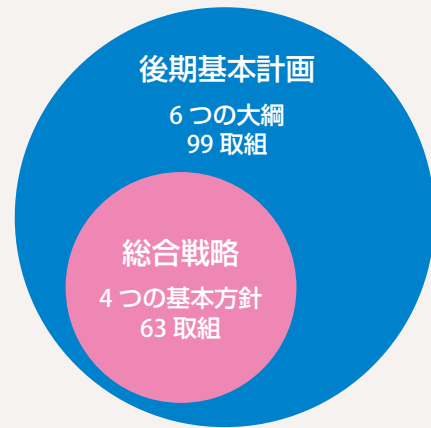
シビックプライドを醸成するとともに、自治会やコミュニティ組織の活性化を支援し、多様な市民の意見が反映される市民協働のまちづくりに努められたい。また、ICTなどを活用した行財政改革に取り組むとともに、本市の強みを活かした魅力の発信に努められたい。

第2期

まち・ひと・しごと創生総合戦略と後期基本計画の関係

【総合戦略と後期基本計画の関係（イメージ図）】

重要目標達成指標(KGI)
人口15万人の維持



■ 基本方針と政策目標

基本方針1 産業の活性化と雇用の創出

- 政策目標**
- 特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現
 - 安心して働ける環境の実現

| 重要業績評価指標 (KPI) | 現状値 (R2) | 目標値 (R7) |
|----------------|----------|----------|
| 求職者の割合 | 5.7% | 現状値以下 |

基本方針2 つながりを築き、新しい人の流れをつくる

- 政策目標**
- つながりの構築
 - 移住・定着の推進

| 重要業績評価指標 (KPI) | 現状値 (R2) | 目標値 (R7) |
|------------------------------|-----------|-----------|
| 転出超過の解消 | △178人 | 転入超過への転換 |
| 0～9歳児の転出超過の解消 | 2～8歳で転出超過 | 各年齢層で転入超過 |
| 20歳代女性の転出超過の解消 | △42人 | 転出入均衡 |
| 首都圏在住者のひたちなか市の認知度 (IJターンの促進) | 20.5% | 23.5% |
| ふるさと納税の寄付者数 | 14人 | 5,000人 |

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付ける取組は、後期基本計画に包摂するものとし、4つの施策の基本方針に沿って地方創生を推進します。

基本方針3 結婚・出産・子育てへの支援

政策目標

○結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

| 重要業績評価指標 (KPI) | 現状値 (R2) | 目標値 (R7) |
|--------------------------------------|----------|----------|
| 合計特殊出生率の上昇 | 1.60 | 1.62 |
| ひたちなか市子育て応援宣言企業 (子育て世代に協力する企業の増加) | 50 企業 | 70 企業 |
| 子育てしやすいと感じる市民の割合 | 31.2% | 33.7% |
| 教育が充実していると感じる市民の割合 | 13.4% | 15.9% |

基本方針4 時代にあった地域づくり

政策目標

○活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

| 重要業績評価指標 (KPI) | 現状値 (R2) | 目標値 (R7) |
|------------------|----------|----------|
| 市を好きと感じる中学生の割合 | 69.9% | 72.9% |
| 市に誇りや愛着を感じる市民の割合 | 63.8% | 66.8% |
| 「住むこと」に対する推奨度 | -18.7 | 現状値以上 |

横断的な目標1 多様な人材の活躍の推進

政策目標

○多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
○誰もが活躍する地域社会の推進

横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする

政策目標

○ Society5.0 の推進
○ SDGs の実現などの持続可能なまちづくり
○ 感染症等を契機とした地方移住への関心の高まりを捉えた施策の推進

「総合戦略の基本方針」と「後期基本計画の取組」の関係

総合戦略の基本方針

基本方針 1 産業の活性化と雇用の創出

政策目標

- ・特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現
- ・安心して働ける環境の実現

| 重要業績評価指標 (KPI) | 現状値 (R2) | 目標値 (R7) |
|----------------|----------|----------|
| 求職者の割合 | 5.7% | 基準値以下 |

後期基本計画の取組

| | |
|--------|---------------|
| I-6-3 | 空き家等対策 |
| II-1-1 | 企業誘致の推進 |
| II-1-2 | 就業の支援 |
| II-2-1 | 港湾の整備促進 |
| II-3-1 | 中小企業経営の安定化 |
| II-3-2 | 競争力ある産業の育成 |
| II-4-1 | 商業の振興 |
| II-4-2 | 商業とまちづくりの連携 |
| II-5-1 | 農業経営基盤の充実 |
| II-5-2 | 特色ある農業の推進 |
| II-6-1 | 活力ある水産業づくり |
| II-6-2 | 特色ある水産業づくり |
| II-7-1 | 地域観光資源の活用 |
| II-7-2 | 戦略的な観光施策の展開 |
| II-8-1 | 産業の活性化 |
| V-12-2 | ひたちなか海浜鉄道への支援 |
| V-12-3 | 総合的な公共交通体系の構築 |
| VI-6-1 | 広報 |
| VI-8-1 | 行財政改革 |

総合戦略の基本方針

基本方針 2 つながり築き、新しい人の流れをつくる

政策目標

- ・つながりの構築
- ・移住・定着の推進

| 重要業績評価指標 (KPI) | 現状値 (R2) | 目標値 (R7) |
|------------------------------|-----------|-----------|
| 転出超過の解消 | △178人 | 転入超過への転換 |
| 0~9歳児の転出超過の解消 | 2~8歳で転出超過 | 各年齢層で転入超過 |
| 20歳代女性の転出超過の解消 | △42人 | 転出入均衡 |
| 首都圏在住者のひたちなか市の認知度 (IJターンの促進) | 20.5% | 23.5% |
| ふるさと納税の寄付者数 | 14人 | 5,000人 |

後期基本計画の取組

| | |
|--------|-------------------|
| I-6-3 | 空き家等対策 |
| II-1-1 | 企業誘致の推進 |
| II-1-2 | 就業の支援 |
| II-2-1 | 港湾の整備促進 |
| II-3-1 | 中小企業経営の安定化 |
| II-3-2 | 競争力ある産業の育成 |
| II-4-1 | 商業の振興 |
| II-4-2 | 商業とまちづくりの連携 |
| II-5-1 | 農業経営基盤の充実 |
| II-5-2 | 特色ある農業の推進 |
| II-6-1 | 活力ある水産業づくり |
| II-6-2 | 特色ある水産業づくり |
| II-7-1 | 地域観光資源の活用 |
| II-7-2 | 戦略的な観光施策の展開 |
| II-8-1 | 産業の活性化 |
| IV-1-1 | 子育て環境の充実 |
| IV-1-2 | 子どもの居場所づくり |
| IV-5-1 | 人材育成の推進とまちづくりとの連携 |
| IV-8-1 | スポーツ活動の充実 |
| IV-9-1 | 芸術・文化活動の充実 |
| V-5-1 | 市道の整備 |
| V-8-1 | 公園の整備 |
| V-11-1 | 住宅 |
| V-12-2 | ひたちなか海浜鉄道への支援 |
| V-12-3 | 総合的な公共交通体系の構築 |
| VI-3-1 | 絆の構築 |
| VI-4-1 | イベントの充実 |
| VI-6-1 | 広報 |
| VI-8-1 | 行財政改革 |

総合戦略の基本方針

基本方針
3 結婚・出産・子育て
への支援

政策目標

- ・結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

| 重要業績評価指標(KPI) | 現状値(R2) | 目標値(R7) |
|-------------------------------------|---------|---------|
| 合計特殊出生率の上昇 | 1.60 | 1.62 |
| ひたちなか子育て応援宣言企業 (子育て世代に協力する企業の増加) | 50企業 | 70企業 |
| 子育てしやすいと感じる 市民の割合 | 31.2% | 33.7% |
| 教育が充実していると 感じる市民の割合 | 13.4% | 15.9% |

後期基本計画の取組

- I-6-① 防犯活動の推進
- I-6-② 防犯環境の整備
- I-6-③ 空き家等対策
- I-7-① 交通安全対策
- II-1-① 企業誘致の推進
- II-1-② 就業の支援
- II-3-① 中小企業経営の安定化
- II-3-② 競争力ある産業の育成
- II-4-① 商業の振興
- II-4-② 商業とまちづくりの連携
- II-8-① 産業の活性化
- III-5-① 医療体制の構築
- IV-1-① 子育て環境の充実
- IV-1-② 子どもの居場所づくり
- IV-2-① 母子保健の充実
- IV-3-① 保育環境の充実
- IV-3-② 幼児教育の充実
- IV-3-③ 学童クラブの充実
- IV-4-① 学校教育の充実
- IV-4-② 教育相談活動の充実
- IV-4-③ 特色ある学校づくり
- V-2-① 中心市街地の整備
- V-2-② 都市拠点機能の強化
- V-8-① 公園の整備
- V-11-① 住宅
- V-12-① コミュニティ交通の充実
- V-12-② ひたちなか海浜鉄道への支援
- V-12-③ 総合的な公共交通体系の構築
- VI-6-① 広報
- VI-8-① 行財政改革

総合戦略の基本方針

基本方針
4 時代にあった
地域づくり

政策目標

- ・活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

| 重要業績評価指標(KPI) | 現状値(R2) | 目標値(R7) |
|----------------------|---------|---------|
| 市を好きと感じる 中学生の割合 | 69.9% | 72.9% |
| 市に誇りや愛着を感じる 市民の割合 | 63.8% | 66.8% |
| 「住むこと」に対する推奨度 | -18.7 | 基準値以上 |

後期基本計画の取組

- I-1-③ 避難行動要支援者対策
- I-1-④ 地域防災の取組への支援
- I-1-⑥ 防災意識の啓発
- I-6-① 防犯活動の推進
- I-6-② 防犯環境の整備
- I-6-③ 空き家等対策
- I-7-① 交通安全対策
- II-4-① 商業の振興
- II-4-② 商業とまちづくりの連携
- II-8-① 産業の活性化
- III-1-① 地域福祉
- IV-5-① 人材育成の推進とまちづくりとの連携
- IV-6-① 地域と連携した社会教育の推進
- IV-7-① 生涯学習の推進
- IV-7-② 図書館の充実
- V-2-① 中心市街地の整備
- V-2-② 都市拠点機能の強化
- V-2-③ ひたちなか地区のまちづくり
- V-3-① 施設等の活用
- V-4-① 土地区画整理事業
- V-5-① 市道の整備
- V-6-① 上水道の整備
- V-7-① 下水道
- V-7-② 合併処理浄化槽
- V-7-③ 農業集落排水
- V-8-① 公園の整備
- V-11-① 住宅
- V-12-① コミュニティ交通の充実
- V-12-② ひたちなか海浜鉄道への支援
- V-12-③ 総合的な公共交通体系の構築
- VI-1-① 地域との協働
- VI-1-② NPO などとの協働
- VI-2-① 自治会活動の支援
- VI-2-② コミュニティ活動の支援
- VI-3-① 絆の構築
- VI-5-① 男女共同参画の推進
- VI-6-① 広報
- VI-6-② 広聴
- VI-8-① 行財政改革

重点事業一覧

| 大綱 | 施策 | 取組 |
|---------------------------------------|-------------------------------|---|
| I 災害に強く 安全安心に暮らせるまちづくり | 6 防犯 | ① 防犯活動の推進 ② 防犯環境の整備 ③ 空き家等対策 |
| | 7 交通安全 | ① 交通安全対策 |
| II 多様な産業が発展し にぎわいあふれるまちづくり | 1 企業誘致と雇用の創出 | ① 企業誘致の推進 |
| | 3 工業 | ② 就業の支援 ① 中小企業経営の安定化 ② 競争力ある産業の育成 |
| | 4 商業 | ① 商業の振興 |
| | 7 観光 | ① 地域観光資源の活用 |
| | 8 産業の活性化 | ① 産業の活性化 |
| III ともに支えあい 末永く健やかに暮らせるまちづくり | 1 地域福祉 | ① 地域福祉 |
| | 5 医療・疾病予防 | ① 医療体制の構築 |
| IV 子どもたちがのびのびと成長し 豊かな人間性が育まれるまちづくり | 1 地域の子育て支援 | ① 子育て環境の充実 ② 子どもの居場所づくり |
| | 2 母子保健 | ① 母子保健の充実 |
| | 3 幼少期の保育・教育 | ① 保育環境の充実 ③ 学童クラブの充実 |
| | 4 学校教育 | ① 学校教育の充実 ② 教育相談活動の充実 ③ 特色ある学校づくり |
| | 5 高校・大学教育 | ① 人材育成の推進とまちづくりとの連携 |
| | 6 青少年育成 | ① 地域と連携した社会教育の推進 |
| | 7 生涯学習 | ① 生涯学習の推進 ② 図書館の充実 |
| | 9 芸術・文化 | ① 芸術・文化活動の充実 |
| | V やすらぎと潤いにあふれ 快適に暮らせるまちづくり | 2 市街地整備 |
| 5 道路 | | ① 市道の整備 |
| 8 公園・緑地 | | ① 公園の整備 |
| 11 住宅 | | ① 住宅 |
| 12 公共交通 | | ② ひたちなか海浜鉄道への支援 ③ 総合的な公共交通体系の構築 |
| VI 市民とともに歩む 人と人がつながるまちづくり | 1 市民との協働 | ① 地域との協働 ② NPO などの協働 |
| | 2 市民活動支援 | ② コミュニティ活動の支援 |
| | 3 絆の構築 | ① 絆の構築 |
| | 4 交流の促進 | ① イベントの充実 |
| | 5 男女共同参画 | ① 男女共同参画の推進 |
| | 6 行政情報発信・広聴 | ① 広報 ② 広聴 |

| 重点事業 | 子育て世代に選ば れるまちづくり | F1層が住みやす いまちづくり | UIターン先として 選ばれるまちづくり | シビックプライドを 高めるまちづくり |
|--|---------------------|--------------------|------------------------|-----------------------|
| 犯罪予防活動支援事業 | ● | | | |
| 防犯灯設置費等補助金交付 | | ● | | |
| 移住・定住促進等を目的とした空き家活用の仕組みづくり | | | ● | |
| 交通安全施設の整備推進 | ● | | | |
| 企業立地支援 | | | ● | |
| 工業用地の確保 | ● | | ● | |
| 多様な産業の企業誘致等の検討 | ● | ● | | |
| 都市部学生向けインターンシップ事業の開催 | | | ● | |
| 工業用地の確保 | ● | | ● | |
| IoT や AI の活用など競争力を強化する支援事業の検討 | ● | ● | ● | |
| 商業分野の創業支援 | | ● | ● | |
| 市内回遊観光の促進 | | | ● | |
| リピーター客の創出に係る取組の推進 | | | ● | |
| ふるさと納税制度活用の推進 | | | ● | ● |
| IoT や AI の活用など競争力を強化する支援事業の検討 | ● | ● | ● | |
| オープンファクトリー等の産業 PR の実施検討 | | | | ● |
| テレワーク等の働きやすい環境整備や設備の導入等の実施検討 | ● | ● | ● | |
| 井戸端会議の実施 | | | | ● |
| 地域福祉人材育成事業の実施 | | | | ● |
| 休日夜間診療所の運営 | ● | | | |
| 小児救急運営の支援 | ● | | | |
| 子育て支援センター「ふあみりこ」の充実 | ● | | | |
| 家庭児童相談体制の充実 | ● | | | |
| ひとり親家庭に対する支援の充実 | ● | | | |
| 地域が取り組む多様な子育て支援活動への支援 | ● | | | ● |
| SNS 等多様なメディアの活用 | ● | | | |
| 子どもの居場所事業運営支援 | | | | ● |
| 子どもやその家族が思い切り体を動かして遊べる場の検討 | ● | | | |
| 乳児家庭全戸訪問 | ● | | | |
| 妊産婦育児相談室の運営 | ● | | | |
| 子どもや妊産婦、ひとり親家庭の医療費助成 | ● | | | |
| 公立保育所運営の充実 | ● | | | |
| 民間保育所等の保育サービス事業の支援 | ● | | | |
| 保育士が働きやすい環境の整備 | ● | | | |
| 公立学童クラブ運営の充実 | ● | | | |
| 民間学童クラブの運営支援 | ● | | | |
| 確かな学力育成事業（学校訪問指導の実施、学力向上研修会など） | ● | | | |
| 魅力ある学校づくり推進事業 | ● | | | |
| 小中連携、一貫教育の充実 | | | | ● |
| コミュニティ・スクールの導入 | | | | ● |
| 大学等とのまちづくりなどに関する連携 | | | | ● |
| 奨学金返還支援事業 | | | ● | |
| 青少年団体への支援 | | | | ● |
| 多世代交流イベントの実施 | | | | ● |
| 新中央図書館の整備 | ● | | | |
| 幼小中学生芸術鑑賞会、伝統文化継承事業、子ども伝統文化フェスティバル開催事業 | | | | ● |
| 新中央図書館の整備 | ● | | | |
| 佐和駅東口駅前広場、佐和駅東西自由通路及び新駅舎の整備 | | ● | ● | |
| ひたちなか地区への新たな公共交通結節点の整備 | | ● | ● | |
| 工業用地の確保 | ● | | ● | |
| 都市計画道路の整備（東中根高場線の県道昇格及び高場陸橋の4車線化、昭通り線の整備、土地区画整理事業地内の都市計画道路の整備） | | | ● | |
| 街区公園等の整備 | ● | | | |
| 子育て世代・三世代同居住宅取得の支援 | ● | | | |
| 情報交換会の開催等による不動産事業者との連携 | ● | ● | ● | |
| お試し移住事業の実施 | | | ● | |
| 若い世代や移住者の住宅取得等に関する支援 | | ● | ● | |
| 湊線延伸事業の実施 | | ● | ● | |
| 佐和駅東口駅前広場、佐和駅東西自由通路及び新駅舎の整備 | | ● | ● | |
| ひたちなか地区への新たな公共交通結節点の整備 | | ● | ● | |
| まちづくり市民会議運営支援事業 | | | | ● |
| 市民交流センターの運営支援及び利用促進 | | | | ● |
| ふれ愛隊養成研修講座の実施 | | | | ● |
| 地域のコミュニティセンター運営への支援 | | | | ● |
| 子育て世代・三世代同居住宅取得の支援 | ● | | | |
| 市外在住者との絆の構築 | | | ● | |
| 地域福祉人材育成事業の実施 | | | | ● |
| 各種イベント参加者との関係性の構築 | | | ● | |
| イベント等を通じたシビックプライドの醸成 | | | | ● |
| 市民と市内実業団選手との交流支援 | | | | ● |
| 女性の活躍推進に関する啓発 | | ● | | |
| 市報の発行 | ● | ● | | ● |
| 市公式ホームページの運営 | ● | ● | ● | ● |
| SNS 等での情報発信 | ● | ● | ● | ● |
| Web 等での双方向によるコミュニケーションを活用した情報発信の検討 | | ● | ● | ● |
| プロモーションの実施 | ● | ● | ● | ● |
| 意見を聞く機会の拡充 | | | | ● |

SDGsと後期基本計画の関係

「SDGsの17ゴール」と「後期基本計画の51施策」の関係

| 大綱 施策 | 貧困 | 飢餓 | 健康・福祉 | 教育 | ジェンダー | 水・衛生 | エネルギー |
|--|--|---|---|---|--|--|---|
| | 1 貧困をなくそう  | 2 飢餓をゼロに  | 3 すべての人に健康と福祉を  | 4 質の高い教育をみんなに  | 5 ジェンダー平等を實現しよう  | 6 安全な水とトイレを世界中に  | 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  |
| I 災害に強く 安全安心に暮らせるまちづくり | | | | | | | |
| I-1 防災力の強化 | ● | | | | | | |
| I-2 防災基盤の整備 | ● | | | | | | |
| I-3 治水対策 | ● | | | | | | |
| I-4 危機管理 | | | | | | | |
| I-5 消防・救急 | ● | | | | | | |
| I-6 防犯 | | | | | | | |
| I-7 交通安全 | | | ● | | | | |
| II 多様な産業が発展し にぎわいあふれるまちづくり | | | | | | | |
| II-1 企業誘致と雇用の創出 | ● | | | | ● | | |
| II-2 産業基盤の強化 | | | | | | | |
| II-3 工業 | | | | | | | |
| II-4 商業 | | | | | | | |
| II-5 農業 | | ● | | | | | |
| II-6 水産業 | | ● | | | | | |
| II-7 観光 | | | | | | | |
| II-8 産業の活性化 | | | | | | | |
| III ともに支えあい 未永く健やかに暮らせるまちづくり | | | | | | | |
| III-1 地域福祉 | ● | | ● | | | | |
| III-2 高齢者福祉 | ● | | ● | | | | |
| III-3 障害者（児）福祉 | ● | | ● | ● | | | |
| III-4 健康づくり | | ● | ● | | | | |
| III-5 医療・疾病予防 | ● | | ● | | | | |
| III-6 社会保障 | ● | | ● | ● | | | |
| IV 子どもたちのびのびと成長し 豊かな人間性が育まれるまちづくり | | | | | | | |
| IV-1 地域の子育て支援 | ● | | ● | | ● | | |
| IV-2 母子保健 | | ● | ● | | | | |
| IV-3 幼少期の保育・教育 | ● | | | ● | | | |
| IV-4 学校教育 | ● | | | ● | | | |
| IV-5 高校・大学教育 | | | | ● | | | |
| IV-6 青少年育成 | | | | ● | | | |
| IV-7 生涯学習 | | | | ● | | | |
| IV-8 スポーツ | | | ● | | | | |
| IV-9 芸術・文化 | | | | ● | | | |
| V やすらぎと潤いにあふれ 快適に暮らせるまちづくり | | | | | | | |
| V-1 魅力ある街並みの形成 | | | | | | ● | |
| V-2 市街地整備 | | | | | | ● | |
| V-3 施設等の活用 | | | | | | ● | |
| V-4 土地区画整理事業 | | | | | | ● | |
| V-5 道路 | | | | | | ● | |
| V-6 上水道 | | | ● | | | ● | |
| V-7 生活排水 | | | ● | | | ● | |
| V-8 公園・緑地 | | | | | | ● | |
| V-9 環境保全 | | | ● | | | ● | |
| V-10 資源循環型社会の構築 | | | | | | | ● |
| V-11 住宅 | ● | | | | | | ● |
| V-12 公共交通 | | | | | | | ● |
| VI 市民とともに歩む 人と人がつながるまちづくり | | | | | | | |
| VI-1 市民との協働 | | | | | | | |
| VI-2 市民活動支援 | | | | | | | |
| VI-3 絆の構築 | | | ● | | | | |
| VI-4 交流の促進 | | | | ● | | | |
| VI-5 男女共同参画 | | | | | ● | | |
| VI-6 行政情報発信・広聴 | | | | | | | |
| VI-7 情報通信 | | | | | | | |
| VI-8 効率的な行政運営 | | | | | | | |
| VI-9 広域連携 | | | | | | | |

「SDGsの169のターゲット」と「後期基本計画の51施策」の関係



目標1 【貧困】

あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる

| ターゲット | | 第3次総合計画 |
|-------|---|--|
| 1-1 | 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。 | Ⅲ-6 社会保障 |
| 1-2 | 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。 | Ⅱ-1 企業誘致と雇用の創出 Ⅲ-6 社会保障 Ⅳ-1 地域の子育て支援 |
| 1-3 | 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。 | Ⅲ-1 地域福祉 Ⅲ-2 高齢者福祉 Ⅲ-3 障害者（児）福祉 Ⅲ-6 社会保障 Ⅳ-1 地域の子育て支援 Ⅴ-11 住宅 |
| 1-4 | 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。 | Ⅲ-6 社会保障 Ⅳ-3 幼少期の保育・教育 Ⅳ-4 学校教育 |
| 1-5 | 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。 | Ⅰ-1 防災力の強化 Ⅰ-2 防災基盤の整備 Ⅰ-3 治水対策 Ⅰ-5 消防・救急 Ⅲ-5 医療・疾病予防 |
| 1-a | あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。 | |
| 1-b | 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。 | |



目標2 【飢餓】

飢餓を終わらせ、食料の安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

| | | |
|-----|---|-----------------------|
| 2-1 | 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。 | |
| 2-2 | 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。 | Ⅲ-4 健康づくり Ⅳ-2 母子保健 |
| 2-3 | 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。 | Ⅱ-5 農業 Ⅱ-6 水産業 |
| 2-4 | 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。 | Ⅱ-5 農業 |
| 2-5 | 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。 | |
| 2-a | 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜の遺伝・バンクへの投資の拡大を図る。 | |
| 2-b | ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。 | |
| 2-c | 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。 | |



目標3 【健康・福祉】

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

| ターゲット | | 第3次総合計画 | |
|-------|--|---|--|
| 3-1 | 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。 | Ⅲ-5 Ⅳ-2 | 医療・疾病予防 母子保健 |
| 3-2 | 全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。 | Ⅲ-5 Ⅳ-2 | 医療・疾病予防 母子保健 |
| 3-3 | 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。 | Ⅲ-5 | 医療・疾病予防 |
| 3-4 | 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 | Ⅲ-4 Ⅲ-5 Ⅳ-8 | 健康づくり 医療・疾病予防 スポーツ |
| 3-5 | 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 | | |
| 3-6 | 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 | I-7 | 交通安全 |
| 3-7 | 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 | Ⅳ-2 | 母子保健 |
| 3-8 | 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。 | Ⅲ-1 Ⅲ-2 Ⅲ-3 Ⅲ-5 Ⅲ-6 Ⅳ-1 Ⅵ-3 | 地域福祉 高齢者福祉 障害者（児）福祉 医療・疾病予防 社会保障 地域の子育て支援 絆の構築 |
| 3-9 | 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 | V-6 V-7 V-9 | 上水道 生活排水 環境保全 |
| 3-a | 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 | | |
| 3-b | 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。 | | |
| 3-c | 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。 | | |
| 3-d | 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。 | | |



目標4 【教育】

全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

| | | | |
|-----|---|--------------------------|------------------------------------|
| 4-1 | 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 | Ⅳ-4 | 学校教育 |
| 4-2 | 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。 | Ⅳ-3 | 幼少期の保育・教育 |
| 4-3 | 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。 | Ⅳ-5 | 高校・大学教育 |
| 4-4 | 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 | Ⅳ-5 | 高校・大学教育 |
| 4-5 | 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。 | Ⅲ-3 Ⅲ-6 | 障害者（児）福祉 社会保障 |
| 4-6 | 2030年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。 | Ⅳ-4 Ⅵ-4 | 学校教育 交流の促進 |
| 4-7 | 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | Ⅳ-4 Ⅳ-9 | 学校教育 芸術・文化 |
| 4-a | 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。 | Ⅳ-3 Ⅳ-4 Ⅳ-6 Ⅳ-7 | 幼少期の保育・教育 学校教育 青少年育成 生涯学習 |

| ターゲット | | 第3次総合計画 |
|-------|---|---------|
| 4-b | 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。 | |
| 4-c | 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数大幅に増加させる。 | |



目標5 【ジェンダー】

ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う

| | | | |
|-----|--|----------------------|----------------------------------|
| 5-1 | あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 | II-1 IV-1 VI-5 | 企業誘致と雇用の創出 地域の子育て支援 男女共同参画 |
| 5-2 | 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。 | VI-5 | 男女共同参画 |
| 5-3 | 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。 | | |
| 5-4 | 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。 | VI-5 | 男女共同参画 |
| 5-5 | 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 | VI-5 | 男女共同参画 |
| 5-6 | 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。 | | |
| 5-a | 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。 | | |
| 5-b | 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。 | | |
| 5-c | ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。 | VI-5 | 男女共同参画 |



目標6 【水・衛生】

全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

| | | | |
|-----|---|--------------------------|--|
| 6-1 | 2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。 | V-1 V-2 V-4 V-6 | 魅力ある街並みの形成 市街地整備 土地区画整理事業 上水道 |
| 6-2 | 2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。 | V-7 | 生活排水 |
| 6-3 | 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 | V-7 | 生活排水 |
| 6-4 | 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。 | V-6 | 上水道 |
| 6-5 | 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。 | | |
| 6-6 | 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。 | V-9 | 環境保全 |
| 6-a | 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。 | | |
| 6-b | 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。 | V-6 V-7 | 上水道 生活排水 |

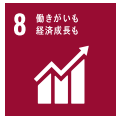


目標7 【エネルギー】

全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

| | | | |
|-----|---|-------------|--------------------|
| 7-1 | 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。 | | |
| 7-2 | 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 | V-9 V-10 | 環境保全 資源循環型社会の構築 |
| 7-3 | 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 | | |

| ターゲット | | 第3次総合計画 | |
|-------|---|---------|--|
| 7-a | 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。 | | |
| 7-b | 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。 | | |



目標8 【経済成長・雇用】

包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

| | | | |
|------|---|------------------------------|----------------------------------|
| 8-1 | 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。 | | |
| 8-2 | 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。 | II-3 | 工業 |
| 8-3 | 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。 | II-1 II-3 II-4 II-8 | 企業誘致と雇用の創出 工業 商業 産業の活性化 |
| 8-4 | 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。 | | |
| 8-5 | 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。 | II-1 III-3 VI-5 | 企業誘致と雇用の創出 障害者（児）福祉 男女共同参画 |
| 8-6 | 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。 | II-1 III-6 | 企業誘致と雇用の創出 社会保障 |
| 8-7 | 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。 | | |
| 8-8 | 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 | | |
| 8-9 | 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。 | II-7 VI-4 | 観光 交流の促進 |
| 8-10 | 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。 | | |
| 8-a | 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。 | | |
| 8-b | 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。 | | |



目標9 【産業基盤】

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

| | | | |
|-----|--|-----------------------------------|--|
| 9-1 | 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 | II-2 V-1 V-2 V-5 V-12 | 産業基盤の強化 魅力ある街並みの形成 市街地整備 道路 公共交通 |
| 9-2 | 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。 | II-3 | 工業 |
| 9-3 | 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。 | II-3 | 工業 |
| 9-4 | 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 | | |
| 9-5 | 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。 | II-3 IV-5 | 工業 高校・大学教育 |
| 9-a | アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。 | | |
| 9-b | 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。 | II-8 | 産業の活性化 |

| ターゲット | | 第3次総合計画 |
|-------|--|---------|
| 9-c | 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。 | |



目標10 【平等】 各国内及び各国間の不平等を是正する

| | | | |
|------|--|-------------------|-----------------------------|
| 10-1 | 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。 | | |
| 10-2 | 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 | Ⅲ-3 Ⅵ-4 Ⅵ-5 | 障害者（児）福祉 交流の促進 男女共同参画 |
| 10-3 | 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。 | Ⅲ-2 Ⅲ-3 Ⅵ-5 | 高齢者福祉 障害者（児）福祉 男女共同参画 |
| 10-4 | 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。 | | |
| 10-5 | 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。 | | |
| 10-6 | 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。 | | |
| 10-7 | 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。 | | |
| 10-a | 世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。 | | |
| 10-b | 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。 | | |
| 10-c | 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。 | | |



目標11 【持続可能都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

| | | | |
|------|---|--|---|
| 11-1 | 2030年までに、全ての人の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。 | I-6 V-11 | 防犯 住宅 |
| 11-2 | 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人の、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 | V-12 | 公共交通 |
| 11-3 | 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 | V-1 V-2 V-3 V-4 V-5 V-6 V-7 Ⅵ-1 Ⅵ-2 Ⅵ-4 | 魅力ある街並みの形成 市街地整備 施設等の活用 土地区画整理事業 道路 上水道 生活排水 市民との協働 市民活動支援 イベントの充実 |
| 11-4 | 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 | Ⅳ-9 | 芸術・文化 |
| 11-5 | 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。 | I-1 I-2 I-3 I-5 | 防災力の強化 防災基盤の整備 治水対策 消防・救急 |
| 11-6 | 2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 | V-9 V-10 | 環境保全 資源循環型社会の構築 |
| 11-7 | 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | V-8 | 公園・緑地 |
| 11-a | 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 | Ⅱ-2 | 産業基盤の強化 |
| 11-b | 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。 | V-9 | 環境保全 |
| 11-c | 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。 | | |



目標12 【消費・生産】 持続可能な生産消費形態を確保する

| ターゲット | | 第3次総合計画 | |
|-------|---|---------|------------|
| 12-1 | 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。 | | |
| 12-2 | 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 | | |
| 12-3 | 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。 | V-10 | 資源循環型社会の構築 |
| 12-4 | 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 | V-10 | 資源循環型社会の構築 |
| 12-5 | 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 | V-10 | 資源循環型社会の構築 |
| 12-6 | 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。 | | |
| 12-7 | 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 | | |
| 12-8 | 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 | | |
| 12-a | 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 | | |
| 12-b | 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 | | |
| 12-c | 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 | | |



目標13 【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

| | | | |
|------|---|--------------------------|------------------------------------|
| 13-1 | 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 | I-1 I-2 I-3 I-5 | 防災力の強化 防災基盤の整備 治水対策 消防・救急 |
| 13-2 | 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 | V-9 | 環境保全 |
| 13-3 | 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 | V-9 | 環境保全 |
| 13-a | 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。 | | |
| 13-b | 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 | | |



目標14 【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

| | | | |
|------|--|--------------------|----------------------------|
| 14-1 | 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 | V-7 V-9 V-10 | 生活排水 環境保全 資源循環型社会の構築 |
| 14-2 | 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。 | | |
| 14-3 | あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。 | | |
| 14-4 | 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。 | II-6 | 水産業 |
| 14-5 | 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。 | | |

| ターゲット | | 第3次総合計画 | |
|-------|---|---------|--|
| 14-6 | 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。 | | |
| 14-7 | 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。 | | |
| 14-a | 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。 | | |
| 14-b | 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。 | | |
| 14-c | 「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。 | | |



目標15 【陸上資源】

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

| | | | |
|------|--|-------------|--------------------|
| 15-1 | 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 | V-9 V-10 | 環境保全 資源循環型社会の構築 |
| 15-2 | 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 | V-8 | 公園・緑地 |
| 15-3 | 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。 | | |
| 15-4 | 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。 | | |
| 15-5 | 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止のための緊急かつ意味のある対策を講じる。 | | |
| 15-6 | 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。 | | |
| 15-7 | 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。 | | |
| 15-8 | 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。 | V-9 | 環境保全 |
| 15-9 | 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。 | | |
| 15-a | 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。 | | |
| 15-b | 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。 | | |
| 15-c | 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。 | | |



目標16 【平和・公正】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

| | | | |
|------|---|------------------------------|---------------------------------------|
| 16-1 | あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。 | I-4 I-6 | 危機管理 防犯 |
| 16-2 | 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。 | IV-2 IV-4 | 母子保健 学校教育 |
| 16-3 | 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。 | | |
| 16-4 | 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。 | | |
| 16-5 | あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。 | | |
| 16-6 | あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。 | VI-8 | 効率的な行政財運営 |
| 16-7 | あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。 | VI-1 VI-2 VI-6 VI-7 | 市民との協働 市民活動支援 行政情報発信・広聴 情報通信 |

| ターゲット | | 第3次総合計画 | |
|-------|--|--------------|-------------------|
| 16-8 | グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。 | | |
| 16-9 | 2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。 | | |
| 16-10 | 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。 | VI-6 VI-7 | 行政情報発信・広聴 情報通信 |
| 16-a | 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。 | | |
| 16-b | 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。 | | |



目標17 【パートナーシップ】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

| | | | | |
|----------------------|-------|--|--|--|
| 資金 | 17-1 | 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。 | I-1 I-3 I-4 I-5 I-6 I-7 | 防災力の強化 治水対策 危機管理 消防・救急 防犯 交通安全 |
| | 17-2 | 先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15～0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。 | | |
| | 17-3 | 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。 | II-1 | 企業誘致と雇用の創出 |
| | 17-4 | 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。 | II-3 II-4 II-5 II-6 II-7 II-8 | 工業 商業 農業 水産業 観光 産業の活性化 |
| | 17-5 | 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。 | | |
| 技術 | 17-6 | 科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。 | III-1 III-2 III-3 III-4 III-5 III-6 | 地域福祉 高齢者福祉 障害者（児）福祉 健康づくり 医療・疾病予防 社会保障 |
| | 17-7 | 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。 | | |
| | 17-8 | 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。 | IV-1 IV-2 IV-3 IV-4 IV-5 IV-6 IV-7 IV-8 IV-9 | 地域の子育て支援 母子保健 幼少期の保育・教育 学校教育 高校・大学教育 青少年育成 生涯学習 スポーツ 芸術・文化 |
| 能力構築 | 17-9 | 全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしい能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。 | | |
| | 17-10 | ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。 | V-1 V-2 V-3 V-4 V-5 V-7 V-8 V-9 V-10 V-11 V-12 | 魅力ある街並みの形成 市街地整備 施設等の活用 土地区画整理事業 道路 生活排水 公園・緑地 環境保全 資源循環型社会の構築 住宅 公共交通 |
| | 17-11 | 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。 | | |
| 貿易 | 17-12 | 後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。 | | |
| | 17-13 | 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。 | | |
| | 17-14 | 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 | | |
| 体制面／政策・制度的整合性 | 17-15 | 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。 | | |
| | 17-16 | 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援するべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。 | VI-1 VI-2 VI-3 VI-4 VI-5 VI-6 VI-9 | 市民との協働 市民活動支援 絆の構築 交流の促進 男女共同参画 行政情報発信・広聴 広域連携 |
| | 17-17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | | |
| マルチステークホルダー・パートナーシップ | 17-18 | 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。 | | |
| | 17-19 | 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。 | | |

評価指標一覧

■ 総論

| 区分 | 目標・指標名 | 現状値 (R2) | 目標値 (R7) | 現状値の出典等 | 基準年 |
|---|---|------------|------------|-----------------------------------|-----|
| 重点テーマ | 転出超過の解消 | △ 178 人 | 転入超過への転換 | 「統計ひたちなか」人口動態 | R1 |
| | 合計特殊出生率の上昇 | 1.6 | 1.62 | 後期基本計画基礎調査現状分析 | H29 |
| | 求職者の割合 | 5.7% | 現状値以下 | 後期基本計画定住意向調査 (求職者/就労している人+求職者) | R1 |
| 重点プロジェクト 1 子育て世代に選ばれるまちづくり | 0～9 歳児の転出超過の解消 | 2～8 歳で転出超過 | 各年齢層で転入超過 | 後期基本計画基礎調査現状分析 | R1 |
| | ひたちなか市子育て応援宣言企業 (子育て世代に協力する企業の増加) | 50 企業 | 70 企業 | 子ども政策課集計値 | R2 |
| | 子育て・教育関係の特設ページの開設及び運営 (プロモーションの充実) | — | 構築及び運用 | | R2 |
| | 子育て応援特設サイト及び SNS 等の閲覧数 (情報発信の充実) | R2 年度実績値 | 現状値の 10% 増 | | R2 |
| | 子育てしやすいと感じる市民の割合 | 31.2% | 33.7% | まちづくり達成度調査 | R2 |
| | 教育が充実していると感じる市民の割合 | 13.4% | 15.9% | まちづくり達成度調査 | R2 |
| 重点プロジェクト 2 F1 層 (20 歳～34 歳女性) が住みやすいまちづくり | 20 歳代女性の転出超過の解消 | △ 42 人 | 転出入均衡 | 住民基本台帳人口移動報告 | H30 |
| | ライフステージにおける就業の多様性・ 選択肢の充実度 | 11.5% | 14.0% | まちづくり達成度調査 | R2 |
| 重点プロジェクト 3 UJ ターン先として 選ばれるまちづくり | 本市出身東京圏在住者との新たな関係の構築 (Uターン候補者との新たな関係づくり) | — | 体制の構築 | | R2 |
| | 首都圏在住者のひたちなか市の認知度 (U ターンの促進) | 20.5% | 23.5% | 後期基本計画インターネットアンケート調査 | R1 |
| | ふるさと納税の寄付者数 | 14 人 | 5,000 人 | 企画調整課集計値 | R1 |
| | UJ ターン対象者向け特設 Web サイトの構築及び運用 | — | 構築及び運用 | | R2 |
| 重点プロジェクト 4 シビックプライドを 高めるまちづくり | 市を好きと感じる中学生の割合 | 69.9% | 72.9% | 後期基本計画中学生アンケート調査 | R1 |
| | 市に誇りや愛着を感じる市民の割合 | 63.8% | 66.8% | 後期基本計画市民満足度調査 | R1 |
| | 「住むこと」に対する推奨度 | -18.7 | 現状値以上 | 後期基本計画市民満足度調査 | R1 |

■ 各論

| 大綱 | 施策 | 目標・指標名 | 現状値 (R2) | 目標値 (R7) | 現状値の出典等 | 基準 |
|--------------------------|-----------|----------------------------------|------------------------|--------------------|--|----|
| I 災害に強く安全安心に暮らせるまちづくり | 1 防災力の強化 | 総合防災訓練への参加者数 | 8,300 人 | 10,000 人 | 生活安全課集計値 | R1 |
| | | 安心安全メール (防災情報) への登録者数 | 3,200 人 | 7,500 人 | 生活安全課集計値 | R2 |
| | | 避難行動要支援体制の構築率 | 95.7% | 100% | 生活安全課集計値 | R1 |
| | | 防災士登録者数 | 189 人 | 300 人 | 茨城県防災・危機管理課集計値 | R2 |
| | | 協定締結自治体との協議のフォローアップ率 | 100% | 100% | 生活安全課集計値 | R1 |
| | | 自主防災会の訓練実施率 | 100% | 100% | 生活安全課集計値 | R1 |
| | | 安定ヨウ素剤配布率 | 丸剤：16.5% ゼリー剤：59.8% | 丸剤：50% ゼリー剤：80% | ひたちなかの保健 | R1 |
| | 2 防災基盤の整備 | 防災備蓄量 | 99.3% | 100% | 生活安全課集計値 (食料備蓄量 / (想定避難者数 × 3 食 × 1 日) × 100) | R2 |
| | | 避難所となっている施設の耐震化率 | 96.7% | 100% | 生活安全課集計値 (全施設 60, 未耐震化施設 2) | R2 |
| | | 配水管の耐震化率 | 44.7% | 50.1% | 水道事業所集計値 | R1 |
| | 3 治水対策 | 中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策 (進捗率) | 25% | 98.3% | 河川課集計値 | R2 |

| 大綱 | 施策 | 目標・指標名 | 現状値 (R2) | 目標値 (R7) | 現状値の出典等 | 基準 |
|--------------------------------------|--------------|---|----------------|--|---|-----|
| I 災害に強く安全安心な 暮らしをめざすしゅへり | 4 危機管理 | 国民保護訓練参加率（通信訓練含む） | 100% | 100% | 生活安全課集計値 | R2 |
| | 5 消防・救急 | 整備事業の進捗率（本部・笹野署建替え） | 0% | 100% | | R2 |
| | | 安定的な救急救命士の年間養成人数 | 2人 | 2人 | 救急救命士養成計画（年間2名） | R1 |
| | 6 防犯 | 自主防犯活動団体組織率 | 91.5% | 92.7% | 市民活動課集計値 | R2 |
| | | 防犯灯維持管理費補助件数 | 8,926灯 | 9,350灯 | 市民活動課集計値 | R2 |
| | | 空き家有効活用数 | 0件 | 8件 | 市民活動課集計値 | R2 |
| | | 自動通話録音装置の貸出数 | 97台 | 150台 | 女性生活課集計値 | R2 |
| 7 交通安全 | 市内交通事故発生件数 | 349件 | 224件 | 茨城県警本部「令和元年交通白書」 | R2 | |
| II 多様な産業が発展しにぎわいあふれるまちしゅへり | 1 企業誘致と雇用の創出 | 新たな工業用地の確保 | — | 供用開始 | | R1 |
| | | 地元雇用情報交換会の参加校からの採用実績（延べ） | 30人 | 48人 | 企画調整課集計値 | R1 |
| | 2 産業基盤の強化 | 年間取扱貨物量（1～12月） | 1,381万トン | 1,520万トン | 茨城県港湾統計 | H30 |
| | | ひたちなかICを利用した車両台数 | 3,675千台 | 4,119千台 | 「統計ひたちなか」有料道路の交通量 | H30 |
| | 3 工業 | 市の補助金を活用した技能訓練支援者数（延べ） | 193人 | 273人 | 商工振興課集計値 | R2 |
| | | 市の補助金を利用した展示会等の出展件数（延べ） | 72件 | 132件 | 商工振興課集計値 | R2 |
| | | 支援を通じた新製品の開発件数 | 76件 | 96件 | 商工振興課集計値 | R2 |
| | 4 商業 | 空き店舗チャレンジショップ事業による出店件数（延べ） | 39件 | 54件 | 商工振興課集計値 | R2 |
| | | 支援事業を通じて創業した事業所件数（期間累計） | 42件 | 72件 | 商工振興課集計値 | R2 |
| | | 中心市街地商店街におけるイベントの来場者数 | 195,000人 | 195,000人 | 商工振興課集計値（TAMARIBA横丁、七夕まつり、ひたちなか祭りの来場者数） | R1 |
| | 5 農業 | 認定農業者数 | 125人 | 137人 | 農政課集計値 | R1 |
| | | 三ツ星生産者数 | 137人 | 149人 | 農政課集計値 | R1 |
| | 6 水産業 | アワビ水揚げ量 | 6,778kg | 6,778kg | 水産課集計値 | R1 |
| | | 漁業就業者数 | 68人 | 68人 | 水産課集計値 | R1 |
| | | 週3回以上食卓で魚を食べる人の割合 | 45% | 50% | まちづくり達成度調査 | R2 |
| | 7 観光 | 平均訪問地点数 | 1.18か所 | 1.22か所 | 観光振興課集計値 | H30 |
| | | 1人当たりの観光消費額 | 6,176円 | 6,576円 | 観光振興課集計値 | R1 |
| | | 来訪者の満足度 | 81.2% | 81.6% | 観光振興課集計値 | R1 |
| | | 年間観光入込客数 | 400万人 | 400万人 | 茨城県観光客動態調査 | R1 |
| | 8 産業の活性化 | 市の補助金を利用した展示会等の出展件数（延べ） | 72件 | 132件 | 商工振興課集計値 | R2 |
| III ともに支えあい未永く健やかに 暮らしをめざすしゅへり | 1 地域福祉 | 市民が主体となって地域福祉（高齢者・障害者・子育て支援）が行われていると感じる人の割合 | 33% | 39% | 後期基本計画市民満足度調査 | R1 |
| | 2 高齢者福祉 | 生きがいを持って生活する高齢者の割合 | 55.4% | 58% | まちづくり達成度調査 | R2 |
| | | 地域包括支援センターの認知度 | 19.7% | 22.5% | まちづくり達成度調査 | R2 |
| | 3 障害者（児）福祉 | 障害のある人に対する差別や偏見がないと思う市民の割合 | 13.8% | 16.3% | まちづくり達成度調査 | R2 |
| 4 健康づくり | 健康寿命 | 男 83.35歳 女 85.84歳 | 男 84歳 女 86歳 | 茨城県立健康プラザ（公財）茨城県総合健診協会「令和元年度 47都道府県と茨城県44市町村の健康寿命（余命）に関する調査研究報告」より | R1 | |

| 大綱 | 施策 | 目標・指標名 | 現状値 (R2) | 目標値 (R7) | 現状値の出典等 | 基準 |
|-------------------------------------|------------------|--|------------------------|--------------------|--|-----|
| Ⅲ 健康やかに暮らせるまちづくり | 5 医療・疾病 予防 | 人口 10 万人当たりの医師数 | 132.3 人 | 197.5 人 | 茨城県医師・歯科医師・薬剤師 統計の概況 | H30 |
| | | 乳幼児 A 類定期予防接種の接種率 | 95.5% | 95.7% | ひたちなかの保健より抜粋 | R1 |
| | | 各種健診登録者数・受診率 (受診者/登録者) | 94,491 人・ 24.7% | 96,900 人・ 32.9% | ひたちなかの保健より抜粋 | R1 |
| | 6 社会保障 | 特定健康診査等受診率 | 34.8% | 60% | 特定健康診査実施率法定報告より | H30 |
| | | 介護保険料収納率 (過年度分含む。) | 96.7% | 98% | 事務事業報告書 (決算説明資料 2) | R1 |
| | | 生活困窮者への就労支援による就労達成率 | 56.1% | 60% | ひたちなかの福祉 | R1 |
| Ⅳ 子どもたちがのびのびと成長し豊かな人間性が育まれるまちづくり | 1 地域の 子育て支援 | 子育て支援センターふぁみりこに登録して いる者の割合 (0～2 歳児) | 44.1% | 70% | 子ども政策課集計値 | R2 |
| | | 子どもが自由に集うことができる場 (子ど もふれあい館・長松子ども館・子ども居 場所) の数 | 7 か所 | 12 か所 | 子ども政策課集計値 (子どもふ れあい館・長松子ども館・子ど もの居場所 5 か所) | R2 |
| | 2 母子保健 | 幼児健康診査受診率 (1 歳 6 か月児及び 3 歳児の受診率平均) | 89.6% | 95.1% | 健康推進課推計値 | R2 |
| | 3 幼少期の 保育・教育 | 保育所の待機児童数 | 10 人 | 0 人 | 幼児保育課集計値 | R2 |
| | | 病児・病後児保育事業 (病児対応型) 実施箇所数 | 2 か所 | 3 か所 | 幼児保育課集計値 | R2 |
| | | 幼稚園関係者評価アンケート 各項目で「そう思う」と評価した者の 割合 | 全項目で 60%以上 | 全項目で 70%以上 | 教育委員会総務課集計値 | R1 |
| | 4 学校教育 | 学童クラブの待機児童数 | 2 人 | 0 人 | 青少年課集計値 | R2 |
| | | 授業がよく分かる児童・生徒の割合 (4 点満点) | 3.14 点 | 3.2 点 | 全国学力学習状況調査 | R1 |
| | | 学校に行くことが楽しい児童・生徒の割合 (4 点満点) | 3.35 点 | 3.41 点 | 全国学力学習状況調査 | R1 |
| | 5 高校・ 大学教育 | コミュニティスクールの導入学校数 | 0 校 | 25 校 | 指導課集計値 | R2 |
| | | 茨城工業高等専門学校との連携事業数 | 11 事業 | 14 事業 | 企画調整課集計値 | R2 |
| | 6 青少年育成 | 青少年団体の活動への参加者数 | 6,033 人 | 6,033 人 | 教育ひたちなかより抜粋 | R2 |
| | 7 生涯学習 | こらぼ DE まなぼの満足度 (10 点満点) | 8.09 点 | 8.34 点 | 生涯学習課集計値 | R2 |
| | | 子育て支援・多世代交流施設登録団体数 | 416 団体 | 476 団体 | 生涯学習課集計値 | R1 |
| | | 図書館入館者数 | 312,000 人 | 314,750 人 | 中央図書館集計値 | R2 |
| 図書館蔵書冊数/視聴覚資料点数 | | 487,000 冊/ 13,500 点 | 517,000 冊/ 15,000 点 | 中央図書館集計値 | R2 | |
| 図書館利用の総合満足度 | | 80% | 90% | 中央図書館集計値 | R2 | |
| 8 スポーツ | 週 1 回以上のスポーツ実施率 | 48.1% | 50% | まちづくり達成度調査 | R2 | |
| 9 芸術・文化 | 伝統文化継承事業の実施日数 | 243 日 | 257 日 | 生涯学習課集計値 | R1 | |
| | 市指定文化財の件数 | 70 件 | 76 件 | 教育ひたちなか | R2 | |
| Ⅴ 暮らしを潤いにあふれ快適に | 1 魅力ある街 並みの形成 | 可住地人口密度 | 52 人/ha | 52 人/ha | 都市計画課集計値 | R2 |
| | 2 市街地整備 | 昭和通り線 (シンボルロード) の歩行者数 | 1,500 人 | 1,575 人 | 交通量調査 | R2 |
| | | JR 勝田駅, 佐和駅の乗降客数 | 34,946 人 | 35,516 人 | JR 東日本ホームページ『各駅の 乗車人員』 | R1 |
| | | ひたちなか地区公共交通ターミナルの供用開始 | — | 供用開始 | | R2 |
| | 3 施設等の 活用 | 閉校・閉園となる学校施設の活用件数 (期間累計) | 1 施設 | 11 施設 | 施設整備課集計値 (旧高野幼稚 園) | R2 |
| | 4 土地区画 整理事業 | 全施行地区の進捗率 (都市計画道路, 区画道路, 家屋移転) | 58.2% | 71.7% | 区画整理事業所集計値 | R2 |
| | 5 道路 | 都市計画道路の整備率 | 87.6% | 89.6% | 都市計画課集計値 | R2 |
| | | 市道舗装率 | 78.4% | 81.2% | 都市計画課集計値 | R1 |
| 橋梁の補修率 | | 1.6% | 10.3% | 都市計画課集計値 | R1 | |

| 大綱 | 施策 | 目標・指標名 | 現状値 (R2) | 目標値 (R7) | 現状値の出典等 | 基準 |
|----------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|--|------------|-----|
| V やすい・きれいで暮らしが快適に暮らせるまちづくり | 6 上水道 | 配水管の耐震化率 | 44.7% | 50.1% | 水道事業所集計値 | R1 |
| | | 総収支比率 | 134.23% | 111.63% | 水道事業所集計値 | H26 |
| | 7 生活排水 | 汚水処理人口普及率 | 89.8% | 94.2% | 下水道課集計値 | R1 |
| | | 下水道普及率 | 64% | 67.7% | 下水道課集計値 | R1 |
| | | 合併処理浄化槽普及率 | 24.7% | 25.4% | 環境保全課集計値 | R1 |
| | | 農業集落排水施設の修繕率 | 0% | 7.8% | 農政課集計値 | R2 |
| | 8 公園・緑地 | 公園整備数 | 各年3か所 | 各年3か所 | 公園緑地課集計値 | R2 |
| | | 市内の花や緑が充実していると思う人の割合 | 53.9% | 56.4% | まちづくり達成度調査 | R2 |
| | 9 環境保全 | 環境学習出前講座実施数 | 3か所 | 8か所 | 環境保全課集計値 | R1 |
| | | 河川環境基準測定地点における透視度50度以上達成率 | 86.6% | 91.7% | 環境保全課集計値 | R1 |
| | | 狂犬病予防接種率 | 69.5% | 75.5% | ひたちなかの保健 | R1 |
| | 10 資源循環型社会の構築 | 市営墓地提供可能率 | 100% | 100% | 環境保全課集計値 | R2 |
| 1人1日当たりのごみ排出量 | | 1,027g | 1,000g | 廃棄物対策課集計値 | R2 | |
| ごみの資源化率 | | 15.3% | 16.7% | 廃棄物対策課集計値 | R2 | |
| 11 住宅 | 最終処分場への埋立量 | 3,612t | 3,553t | 廃棄物対策課集計値 | R2 | |
| | 家賃補助制度の世帯数(累計) | 219件 | 294件 | 住宅課集計値 | R2 | |
| 12 公共交通 | 鉄道やバスなどの公共交通機関が利用しやすいと思う人の割合 | 22.5% | 25.0% | まちづくり達成度調査 | R2 | |
| | スマイルあおぞらバス年間利用者数 | 198,582人 | 216,000人 | 企画調整課集計値 | R1 | |
| | ひたちなか海浜鉄道湊線年間利用者数 | 1,060,158人 | 1,436,000人 | 企画調整課集計値 | R1 | |
| VI 市民とともに歩む人と人がつながるまちづくり | 1 市民との協働 | まちづくり市民会議の認知割合 | 9.2% | 14.2% | まちづくり達成度調査 | R2 |
| | | 交流センターの年間利用者数 | 28,543人 | 29,100人 | 市民活動課集計値 | R2 |
| | 2 市民活動支援 | 自治会加入世帯数 | 36,901世帯 | 37,300世帯 | 市民活動課集計値 | R2 |
| | | 地域活動参加者の割合 | 42.2% | 45.2% | 市民活動課集計値 | R1 |
| | 3 絆の構築 | 小地域ネットワーク組織数 | 858組織 | 958組織 | ひたちなかの福祉 | R2 |
| | 4 交流の促進 | 来訪者の満足度 | 81.2% | 81.6% | 観光振興課集計値 | R1 |
| | | 国際交流事業の年間参加者数 | 3,997人 | 4,100人 | 市民活動課集計値 | R2 |
| | 5 男女共同参画 | 市内「えるぼし」新規認定企業数 | 0企業 | 5企業 | 女性生活課集計値 | R2 |
| | 6 行政情報発信・広聴 | 市公式 SNS 閲覧件数 | 4,000件 | 9,000件 | 広報広聴課集計値 | R2 |
| 市へ意見を言える機会の満足度 | | — | 3.07 | まちづくり達成度調査 | R1 | |
| 7 情報通信 | 施設予約システム利用率 | 31.3% | 61.3% | 茨城県情報システム課集計値 | R1 | |
| 8 効率的な行財政運営 | 市の行政について信頼している人の割合 | 48.9% | 51.4% | まちづくり達成度調査 | R2 | |
| | 健全化判断比率 | 実質公債費比率 9.6% 将来負担比率 81.8% | 実質公債費比率 25%未満 将来負担比率 350%未満 | 決算に基づく健全化判断比率報告 | R1 | |
| 9 広域連携 | 県央地域定住自立圏共生ビジョンの取組事業の評価で達成度がAの事業割 | 32% | 100% | 企画調整課集計値 (本市が連携する達成度Aの取組(8取組) / 本市が連携する取組数(25取組)) | H30 | |

人口推計に関する諸条件

■ 基本構想における人口想定（H28.3ひたちなか市人口ビジョン）の各推計方法の出生・移動の仮定と推計結果（P.9）

| 項目 | 出生・死亡の仮定 | 社会移動の仮定 | 推計結果 |
|---|--|---|---|
| 【ひたちなか市人口ビジョン（H28.3）】 | 【出生に関する仮定】 合計特殊出生率は、平成20～24年の人口動態保健所・市町村別推計のベイズ推計値1.58から段階的に上昇し、2040年に人口置換水準の2.1に到達するものと仮定。 2015年：1.56 2030年：1.9 2040年以降2.1で推移すると仮定。 【死亡に関する仮定】 社人研推計，日本創生会議推計と同様。 | 2008年と2013年の常住人口から算出した純移動率が2030年までに各階級1%ずつ増加し、2030年以降は5年ごとに1%ずつ増加していくことを仮定。特に転出超過が著しい20～24歳の層ではさらに移動が縮小するものと仮定した。 | 第3次総合計画による2025年の推計人口154,000人を通過して、人口は減少するものの、減少幅は緩やかとなることを想定する。この推計結果により、本市においては、 <u>2040年に14万6千人維持を目標人口に設定し、2060年の人口を12万9千人と見込む。</u> ・2040年146,456人 ・2060年129,389人 |
| 【社人研推計（H26）】 主に2005年（平成17年）から2010年（平成22年）の人口動向を勘案し、移動率は今後全域的に縮小すると仮定して、将来人口を推計。 | 【出生に関する仮定】 2010年の「子ども女性比」（15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比）について、全国と各市町村の比をとり、その値が2040年まで一定として市町村ごとに仮定。 2015年：1.58 2020年：1.54 2030年：1.52 2040年以降も1.52程度で推移すると仮定。 | 2005年～2010年の国勢調査人口から算出した純移動率が、2015～2020年までに定率で0.5倍（半分程度）に縮小し、その後は2040年まで一定と仮定。 | 2030年以降減少幅が大きくなり 2060年の総人口は118,000人程度 ・2040年142,866人 ・2060年118,577人 |
| 【日本創生会議推計（H26）】 社人研推計をベースに、移動に関して異なる仮定を設定。 | 【死亡に関する仮定】 55～59歳→60～64歳以下では、全国と都道府県の2005年→2010年の生存率の比から算出される生存率を、都道府県内市町村に対し一律に適用。60～64歳→65～69歳以上では、上記に加え都道府県と市町村の2000年→2005年の生存率の比から算出される生存率を市町村別に適用。 | 2005年から2010年までの国勢調査人口から算出した純移動率が縮小せず2040年まで概ね同水準で推移すると仮定。 ※社人研推計に比べて、純移動率（の絶対値）が大きな値となる。 | 2030年以降減少幅が大きくなり 2060年の総人口は115,000人程度 ・2040年141,682人 ・2060年115,037人 |

■ 後期基本計画における人口推計の各推計方法の出生・移動の仮定と推計結果 (P.28)

| 項目 | 出生・死亡の仮定 | 社会移動の仮定 | 推計結果 |
|---|--|--|---|
| 【ひたちなか市推計 (R1)】 | <p>【出生に関する仮定】</p> <p>合計特殊出生率は、直近3か年（平成27～29年）の推計値1.58が継続するものと仮定。</p> <p>【死亡に関する仮定】</p> <p>社人研推計に準拠。</p> | 直近5か年（平成26～令和元年）の純移動率推計値が継続するものと仮定（茨城県常住人口調査より） | 第3次総合計画による2025年の推計人口154,000人を下回って通過する。 ・2025年：151,385人 |
| <p>【社人研推計準拠 (R1)】</p> <p>主に2010年（平成22年）から2015年（平成27年）の人口動向を勘案し、移動率は今後全域的に縮小すると仮定して、将来人口を推計。</p> | <p>【出生に関する仮定】</p> <p>2015年の「子ども女性比」（15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比）について、全国と各市町村の比をとり、その値が2045年まで一定として市町村ごとに仮定。</p> <p>【合計特殊出生率】</p> <p>2020年：1.54 2030年：1.52 2040年以降も1.54程度で推移すると仮定。</p> <p>【死亡に関する仮定】</p> <p>55～59歳→60～64歳以下では、市区町村間の生残率の差は極めて小さいため、都道府県別に設定された将来の生残率を仮定し、市区町村の仮定値として設定。</p> <p>60～64歳→65～69歳以上では、都道府県とそれに含まれる市区町村の較差を利用して生残率の仮定値を設定。</p> | 2010年～2015年に観察された地域別の人口移動傾向が2040年～2045年まで継続すると仮定。 2045年以降は2040年～2045年の変化が継続すると仮定。 | 減少幅が大きくなり、2025年の総人口は15万人を下回って通過する。 ・2025年：148,826人 ・2040年：112,560人 ・2060年：101,444人 |

まちづくりに関する市民意識調査など基礎調査の結果はこちらから

ひたちなか市第3次総合計画後期基本計画

検索



ひたちなか市第3次総合計画後期基本計画

令和3年3月発行

編集発行：茨城県ひたちなか市企画部企画調整課
〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号
電話 029-273-0111（代表）

印刷・デザイン：大富印刷株式会社

The 3rd General Plan
HITACHINAKA
Second Half Fundamental Plan
2021 - 2025

SUSTAINABLE DEVELOPMENT  GOALS

